

10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

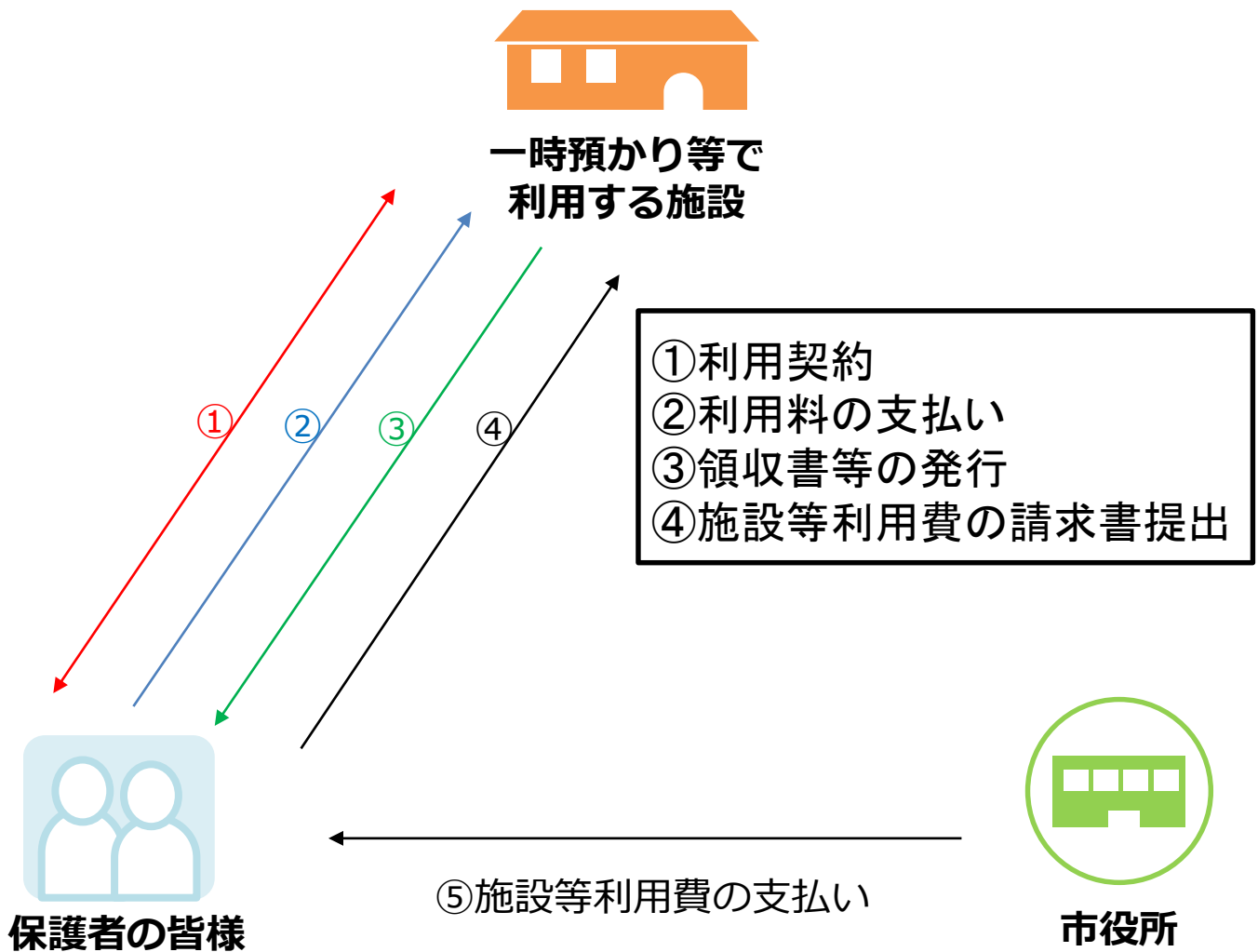
(注2) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3万7000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4万2000円までの利用料が無償化の対象となります。

(注) 大和郡山市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、施設に提出することが必要です。

- 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
・ ファミリー・サポート・センター事業等が対象です。

[基本的な手続きのイメージ]



◎ 支払い方法は、利用者が利用料を一旦負担し、その後自治体に申請することで払い戻しを受ける償還払いとなります。なお、支払時期についてはおおむね3ヶ月に1度となります。

※ 3歳児から5歳児クラスまでのお子様は月額3万7000円まで、0歳児から2歳児までの非課税世帯のお子様は月額4万2000円までが上限となります。

※ 保育の必要性の認定を受けていない場合、事前に、市役所に申請が必要です。

※ 無償化の対象は保育料です。食材料費、行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ご注意ください。